

2025年度（令和7年） 海外留学生用 公益財団法人 西村奨学財団 奨学生募集要項

公益財団法人 西村奨学財団（以下「当法人」という）は、大阪府内に居住し当法人が指定する大学において、2025年（令和7年）奨学金により勉学・研究を行う外国人留学生を下記により募集する。

1、目 的

この奨学金制度は南西アジア、東南アジア、東アジア諸国及び地域の人材育成に貢献するため、当法人の指定する大学に在籍する留学生に対し安定した留学生活を確保し、もってより充実した勉学・研究を持続させることを目的とする。

2、応募者の資格及び条件

(1) 国 籍 我が国に入国を許可された南西アジア・東南アジア・東アジア諸国及び地域の国籍を有する者

(2) 年 令 問わない

(3) 資 格 私費留学の大学生・大学院生（正規学生に限る）で在籍校の学長若しくは学部長による推薦を得た者
但し、大阪府内に住所を有する者とする

(4) 専攻分野 問わない

(5) 募集定員 24人程度

(6) 他の機関からの奨学金との二重受給の禁止

- ・当財団からの奨学金は他の機関からの奨学金との併給は認められない。
- ・授業料免除(減額)またはそれに相当する学校の奨学金、研究に直接必要な費用のみを
使途とする研究助成は他奨学金とはみなさない。
- ・一時的な報奨金、褒賞金、賞金は認められる。
- ・貸与型奨学金で返済義務が明確なものに関しては給与するものではないとみなし、併給を認める。

注意：当財団奨学金と同時に他奨学金を受給した場合には、当財団奨学生としての資格が取り消され
他奨学金との重複期間の奨学金を全額返済しなければならない。

種類	併給可否
他奨学金	併給を認めない ×
授業料免除、授業料減額又は相当する学校の奨学	併給を認める ○
一時的な報奨金、褒賞金、賞金	併給を認める ○
貸与型奨学金（返済義務が明確なもの）	併給を認める ○

3、奨学金の種類

大 学 学部課程奨学金	
金 額	月額 13万円
対象学年	指定校となっている大学の学部3年次を対象とする
期 間	課程終了までの最長2年間
大学院 修士課程奨学金	
金 額	月額 13万円
対象学年	指定校となっている大学院修士課程1年次を対象とする
期 間	課程終了までの最長2年間
大学院 博士課程奨学金	
金 額	月額 13万円
対象学年	指定校となっている大学院博士課程1年次を対象とする
期 間	課程終了までの最長3年間

4、支給方法

原則として3ヶ月毎に、本人名義の銀行口座に振込む

5、選 考

(1)選考方法

①推薦内容審査 内容：当法人選考委員会による推薦内容の審査

②面接試験 内容：当法人選考委員会による面接試験

2025年5月12日月曜日（日本語・日本文化・勉学への意欲など人物中心）

(2)選考結果

選考結果については、2025年6月上旬に推薦者である各大学の学長または
学部長を通じ応募者に通知する

（注記）個人による問い合わせには一切応じない

6、応募手続

奨学生志願者は下記の書類を在籍校を通じ、当法人事務局宛でにその指定する期日までに提出する。

期限日： 2025年4月25日（金曜日）必着までに提出

（注記）提出された書類は一切返却しない、また個人の直接応募は認めない

(1)申請書（所定の用紙に本人が自筆記入したもの） 正本1通

(2)写 真（最近6ヶ月以内に撮影のものを「5×4cm上半身・正面・脱帽」
申請書に貼付）

(3)在籍大学既修成績証明書 正本1通

(4)在籍大学の学長推薦状もしくは学部長推薦状（所定用紙による） 正本1通

(5)住民票（※個人番号は不記載です） 正本1通

(6)作 文 所定用紙1200字程度

テーマ 「日本での留学において勉強、研究を通して社会的にどんな夢を実現したいか」

(7)同意書 正式1通

(8)日本語検定等級保持者は合格証(写) 写し1通

<注意事項>

※1. 上記の書類は、日本語により作成するこ ※必ず自筆にて記入する事

※2. 上記の申請書等が、すべて完全かつ正確に記載されていない場合、
又は付属書類が完全に揃っていない場合は受理しない

7、奨学生の義務

奨学生として採用された者は、次の各号に該当する書類を当法人理事長宛に提出しなければならない

- | | |
|----------------------------|----------------|
| (1)保証人連署の誓約書を提出 | 採用通知を受けてから7日以内 |
| (2)成績証明書（又は指導教官の所見）の提出 | 必要時、当法人から要請 |
| (3)生活状況報告書の提出 | 必要時、当法人から要請 |
| (4)奨学生が次の各号の一に該当する事由が生じた場合 | 速やかに提出する事 |
| ①休学、復学、転学、留年もしくは退学したとき | |
| ②長期にわたって欠席したとき | |
| ③停学その他の処分を受けたとき | |
| ④住所その他重要な事項に変更があったとき | |

8、奨学金支給の休止、停止、廃止

奨学生が次のいずれかに該当する場合、理事会の決定により奨学金の支給を休止、停止又は廃止することがある

- (1)奨学生が休学し、又は長期に亘って欠席したときは奨学金の交付を休止する
- (2)奨学生の学業又は性行などの状況により、指導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止する ※留年による同一学年期間を含む
- (3)奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在籍校推薦者の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。 ※前払い奨学金は徴収することがある。
 - ①傷病疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
 - ②学業成績又は素行が不良になったとき
 - ③奨学金を必要としない理由が生じたとき（修了前に日本を出国する等）
 - ④前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
 - ⑤その他奨学生としての資格を失ったとき

9、注意事項

- (1)この要項に記載してある事項について不明な箇所、またはこれ以外で、疑問があれば、当法人に文書で照会のこと
- (2)本奨学金は、あくまで奨学生本人の日本における勉学を奨励、支援するために支給するものであることから、奨学生においては支給目的に沿わない使い方をしないよう十分に心がけること
- (3)奨学生は、留学期間中の日本語の学習、専門の勉学、研究以外に、日本、大阪に対する理解を深めるよう努力し日本語での会話ができるようになること
- (4)当財団での、参加義務行事には奨学生交流および日本文化への理解が主目的であるため、年間スケジュール調整の上、参加必須とする。

10、問い合わせ先

〒540-8530 大阪中央区十二軒町5番12号 マンダムビル内
公益財団法人 西村奨学財団 事務局
Tel, fax 06-6767-1117 E-mail:nishimura1999@nisf.or.jp

<個人情報の利用について>

当財団が奨学事業に関して取得する個人情報は、当財団の奨学生選考、奨学事業に関する業務に限定して使用されます。お預かりいたします個人情報に関しましては、個人情報保護に関する法令・規範及び当財団の個人情報保護方針を遵守し、適切に利用管理致します。